

附属書三―A 品目別原産地規則の注釈

注釈一 一般原則

- 1 この附属書は、第三・二条1(c)に規定する附属書三―Bに定める関連する要件に関する通則を定める。
- 2 この附属書及び附属書三―Bの規定の適用上、産品を第三・二条1(c)の規定に基づく原産品とするための要件は、関税分類の変更、生産工程、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）、最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）又はこの附属書及び附属書三―Bに定める他の要件とする。

- 3 品目別原産地規則における重量とは、材料又は産品の正味重量をいい、包装の重量を含まない。

- 4 この附属書、附属書三―B及び附属書三―Eにおける記載は、二千十七年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

注釈二 附属書三―Bの構成

- 1 部又は類の注は、適用される場合には、関連する部、類、項又は号の品目別原産地規則に照らして解釈される。

- 2 附属書三―B表二欄に定める各品目別原産地規則は、同表一欄に掲げる対応する産品について適用する。
- 3 一の産品は、二以上の選択的な品目別原産地規則の対象となる場合において、そのいずれかの品目別原産地規則を満たすときは、原産品とする。一の産品は、複数の要件を含む品目別原産地規則の対象となる場合には、当該複数の要件の全てを満たすときにのみ原産品とする。
- 4 この附属書及び附属書三―Bの規定の適用上、
 - (a) 「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。
 - (b) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
 - (c) 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - (d) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。
- 5 品目別原産地規則の適用上、次の略号を適用する。(注)

注 関税分類の変更の要件が特定の複数の類、項又は号からの変更について除外を定める場合には、当該類、項又は号の非原産材料は、単独又は共同で使用することができない。

「CC」とは、いずれかの類の非原産材料からの生産（ただし、当該類には、当該非原産材料から生産された産品が該当する類を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の類からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の二桁番号の水準における変更（すなわち、類の変更）が行われなければならないことを意味する。

「CTH」とは、いずれかの項の非原産材料からの生産（ただし、当該項には、当該非原産材料から生産された産品が該当する項を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の項からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材料について、統一システムの関税分類の四桁番号の水準における変更（すなわち、項の変更）が行われなければならないことを意味する。

「CTSH」とは、いずれかの号の非原産材料からの生産（ただし、当該号には、当該非原産材料から生産された産品が該当する号を含まない。）又は当該産品が該当する類、項若しくは号への当該非原産材料が該当する他の号からの変更をいう。このことは、当該産品の生産において使用された全ての非原産材

料について、統一システムの関税分類の六桁番号の水準における変更（すなわち、号の変更）が行われなければならないことを意味する。

注釈三 附属書三―Bの規定の適用

1 原産品としての資格を取得した産品であつて、他の産品の生産において使用されるものに関する第三・二条3の規定については、当該資格を取得した産品が使用される締約国における同一の工場内で当該資格を取得したかどうかを問わず適用する。

2 一の品目別原産地規則が特定の非原産材料を使用することができないと定める場合又は特定の非原産材料の価額若しくは重量が特定の閾値^{いき}を超えることができないと定める場合には、これらの要件は、統一システムの他の番号を掲げる品目に分類される非原産材料については、適用しない。

3 一の品目別原産地規則が産品について特定の材料から生産されるものでなければならぬことを定める場合には、この要件は、固有の性質上の理由からこの要件を満たすことができない他の材料の使用を妨げるものではない。

注釈四 非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）及び最小限の域内原産割合（価額に基づ

くもの)の算定

定義

1 品目別原産地規則の適用上、

(a) 「課税価額」とは、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第七条の実施に関する協定に従って決定される価額をいう。

(b) 「EXW」とは、次のいずれかのものをいう。

(i) 最後の作業又は加工を行った製造者に対して支払われた又は支払われるべき製品の工場渡しの価額。ただし、当該価額には、当該製品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用から当該製品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。

(ii) 支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が製品の生産に関連する全ての費用であつて、当該製品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該製品の生産において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。

- (A) 販売費、一般管理費及び当該産品に合理的に割り当てることができる利益を含む。
 - (B) 当該産品を輸送するために要した運賃、保険料及び他の全ての費用並びに当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。
 - (c) 「FOB」とは、次のいずれかのものをいう。
 - (i) 産品の売手に支払われた又は支払われるべき当該産品の本船渡しの際の価額（輸送の方法を問わない）。ただし、当該価額には、当該産品の生産及び締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用から当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る内国税を減じた額を含む。
 - (ii) 支払われた若しくは支払われるべき価額がない場合又は実際に支払われた価額が産品の生産に関する全ての費用であつて、当該産品の生産において実際に要したものを反映していない場合には、輸出締約国における当該産品の生産及び当該輸出締約国の輸出港への輸送において使用された全ての材料の価額及び要した他の全ての費用。当該費用は、次のとおりとする。
- (A) 販売費、一般管理費、当該産品に合理的に割り当てることができる利益、運賃及び保険料を含む。

む。

(B) 当該産品が輸出される際に払い戻され、又は払い戻され得る輸出締約国の内国税を除く。

(d) 「MaxNOM」とは、百分率で表示される非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）をいう。

(e) 「RVC」とは、百分率で表示される産品の最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）をいう。

(f) 「VNM」とは、産品の生産において使用される非原産材料の価額（輸入の時の当該非原産材料の課税価額）をいい、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港への輸送において要した運賃、適当な場合には保険料、こん包費及び他の全ての費用を含む。当該価額が不明であり、かつ、確認することができない場合には、いずれかの締約国において当該非原産材料に対して支払われた最初に確認することができる価額を用いる。

2 MaxNOM及びRVCの算定については、次の数式を適用する。

$$\text{MaxNOM (\%)} = \frac{\text{VNM}}{\text{EXW}} \times 100$$

$$\text{RVC (\%)} = \frac{\text{FOB - VNM}}{\text{FOB}} \times 100$$

注釈五 附属書三―B第五部から第七部までに規定する工程の定義

品目別原産地規則の適用上、

- (a) 「生物工学的工程」とは、次のものをいう。
- (i) 微生物（細菌、ウイルス（ファージを含む。）等）又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養（細胞培養を含む。）、交配又は遺伝子の改変
 - (ii) 細胞構造若しくは細胞間構造の生成、単離若しくは精製（例えば、単離された遺伝子、遺伝子断片及びプラスミド）又は発酵
- (b) 「粒径の変更」とは、製品の粒径の意図的かつ制御された改変（破碎又は圧縮のみによるものを除く。）であって、当該変更の結果として生ずる製品の用途に係る特定の粒径、粒径分布又は表面積を有し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する産品を生ずるものをいう。
- (c) 「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の

原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程（生化学的なものを含む。）をいう。ただし、この定義の適用上、次の工程は、化学反応とはみなさない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
 - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
 - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (d) 「蒸留」とは、次のものをいう。
- (i) 常圧蒸留（蒸留塔において石油を石油留分に分離する工程であつて、沸点に応じて異なる石油留分に分離液化するもの）。石油の蒸留により生産される製品には、液化石油ガス、ナフサ、ガソリン、灯油、ディーゼル油又は暖房油、軽質の軽油及び潤滑油を含めることができる。
 - (ii) 減圧蒸留（常圧よりも低い気圧で行われる蒸留（分子蒸留に分類される低圧で行われるものを除く。）。減圧蒸留は、軽質から重質までの減圧軽油及び残渣油^さを生産するため、沸点が高く、かつ、熱に反応しやすい材料（石油に含まれる重質留分等）の蒸留に使用される。
- (e) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの異性体の単離又は分離をいう。

- (f) 「混合及び調合」とは、専ら所定の仕様と合致させるための材料の意図的かつ比例して制御された混合又は調合（分散を含み、希釈剤の添加を除く。）であつて、その結果として、製品の用途に關係し、及び投入された材料と異なる物理的又は化学的特徴を有する製品の生産が行われるものをいう。
- (g) 「標準物質の生産」（標準溶液の生産を含む。）とは、分析、校正又は参照のための使用に適する調製品であつて、正確な純度又は比率を有するものとして製造者により証明されるものの生産をいう。
- (h) 「精製」とは、存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程をいう。
- 注釈六 附属書三―B 第十一部において使用する用語の定義
- 品目別原産地規則の適用上、
- (a) 「人造繊維の短繊維」とは、第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の合成繊維又は再生繊維若しくは半合成繊維の長繊維のトウ、短繊維又はくずをいう。
- (b) 「天然繊維」とは、合成繊維並びに再生繊維及び半合成繊維以外の繊維をいう。天然繊維（そのくずを含む。）の使用は、紡績を行う前の段階に限るものとし、別段の定めがある場合を除くほか、カード、コームその他の加工をした繊維であつて紡績をしていないものを含む。

「天然繊維」には、第〇五・一一項の馬毛、第五〇・〇二項及び第五〇・〇三項の絹、第五一・〇一
項から第五一・〇五項までの各項の羊毛の繊維及び織獣毛又は粗獣毛、第五二・〇一項から第五二・〇
三項までの各項の綿の繊維並びに第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項のその他の植物性繊維
を含む。

(c) 「なせん」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を用いて、紡織用繊維の基材に対
して客観的に評価される機能（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。

(d) 「なせん（独立の作業）」とは、スクリーン、ローラー、デジタル又は転写の技術を少なくとも二の
準備又は仕上げの工程（精練、漂白、マーセライズ加工、ヒートセット、起毛、カレンダー仕上げ、防
縮加工、永久加工、デカタイジング（蒸じゅう）、染み込ませ、補修、シャリング（せん剪毛）、毛焼き、
エアー・タンブラー加工、乾燥幅出し機による加工、縮じゅう、蒸気による収縮加工、ウェットデカタ
イジング（煮じゅう）等）と組み合わせる用いて、紡織用繊維の基材に対して客観的に評価される機能
（色、デザイン、技術的性能等）を恒久的性質として与える技術をいう。ただし、生産において使用さ
れた全ての非原産材料の価額が製品のEXWの五十パーセント又はFOBの四十五パーセントを超えな

いことを条件とする。

注釈七 二以上の基本的な紡織用繊維を含む製品について適用される許容限度

1 この注釈の適用上、基本的な紡織用繊維とは、次のものをいう。

- (a) 絹
- (b) 羊毛
- (c) 粗獣毛
- (d) 絨獣毛
- (e) 馬毛
- (f) 綿
- (g) 製紙用原料及び紙
- (h) 亜麻
- (i) 大麻
- (j) ジュートその他の紡織用^{じん}靱皮繊維

- (k) サイザルその他のアゲーブ属の紡織用繊維
- (l) ココヤシ、アバカ、ラミーその他の植物性紡織用繊維
- (m) 人造繊維の長繊維（合成繊維のものに限る。）
- (n) 人造繊維の長繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
- (o) 導電性の長繊維
- (p) ポリプロピレンの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (q) ポリエステルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (r) ポリアミドの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (s) ポリアクリロニトリルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (t) ポリイミドの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (u) ポリテトラフルオロエチレンの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (v) ポリフェニレン硫化物の人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (w) ポリ塩化ビニルの人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）

- (x) その他の人造繊維の短繊維（合成繊維のものに限る。）
- (y) ビスコースレーヨンの人造繊維の短繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
- (z) その他の人造繊維の短繊維（再生繊維又は半合成繊維のものに限る。）
- (aa) ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
- (bb) ポリエステルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）
- (cc) アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムのはく（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであつて、幅が五ミリメートル以下のものうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルム間に挟まれたものを組み込んだ第五六・〇五項（金属を交えた糸）の産品
- (dd) 第五六・〇五項のその他の産品
- (ee) ガラス繊維

(ff) 金属繊維

2 製品の生産において使用される非原産である基本的な紡織用繊維については、附属書三―Bにおいては、の注釈に言及する場合には、同附属書表二欄に定める要件を許容限度として適用しない。ただし、次の(a)及び(b)の要件を満たすことを条件とする。

(a) 産品が二以上の基本的な紡織用繊維を含むこと。

(b) 非原産である基本的な紡織用繊維の重量の合計が生産において使用される全ての基本的な紡織用繊維の総重量の十パーセントを超えないこと。

例えば、第五一・〇七項の羊毛製の毛糸、第五五・〇九項の合成繊維の短繊維の糸及び基本的な紡織用繊維以外の材料を含む第五一・一二項の羊毛製の毛織物については、附属書三―Bに定める要件を満たさない非原産である羊毛製の毛糸若しくは合成繊維の短繊維の糸又はこれらの組合せは、これらの総重量が全ての基本的な紡織用繊維の重量の十パーセントを超えないことを条件として、使用することができる。

3 2(b)の規定にかかわらず、「ポリエーテルの柔軟なセグメントによりセグメント化されたポリウレタンにより製造した糸（ジンプヤーンであるかないかを問わない。）」を含む産品については、許容限度の最

大限の割合は、二十パーセントとする。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維については、十パーセントを超えてはならない。

4 2(b)の規定にかかわらず、「アルミニウムのはくの芯又はプラスチックフィルムのはくの芯（アルミニウムの粉を塗布したものであるかないかを問わない。）から成るストリップであつて、幅が五ミリメートル以下のものうち、透明な又は着色した接着剤を用いて二層のプラスチックフィルムの間挟まれたもの」を含む製品については、許容限度の最大限の割合は、三十パーセントとする。ただし、その他の非原産である基本的な紡織用繊維については、十パーセントを超えてはならない。

5 第五一・〇六項から第五一・一〇項まで及び第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の製品については、非原産である人造繊維を天然繊維の紡績の工程において使用することができる。ただし、当該人造繊維の総重量が製品の重量の四十パーセントを超えないことを条件とする。

注釈八 特定の紡織用繊維を用いた産品に適用される他の許容限度

1 附属書三―B表二欄に定める要件を満たさない非原産である紡織用繊維（裏地及び芯地を除く。）については、紡織用繊維を用いた産品の製造に当たり、同附属書においてこの注釈に言及する場合には、使用

することができる。ただし、当該非原産である紡織用繊維が当該産品の項以外の項に分類されること及び当該非原産である紡織用繊維の価額が当該産品のEXW又はFOBの八パーセントを超えないことを条件とする。

2 第五〇類から第六三類までの各類に分類されない非原産材料（紡織用繊維を含むかどうかを問わない。）については、第六一類から第六三類までの各類に分類される紡織用繊維を用いた産品の生産において、制限を受けることなく使用することができる。

例えば、附属書三―Bに定める要件が特定の繊維の物品（ズボン等）について糸を使用しなければならぬことを規定する場合には、当該要件は、金属製の物品が第五〇類から第六三類までの各類に分類されないことから、非原産である金属製の物品（ボタン等）の使用を妨げるものではない。当該要件は、同様の理由により、スライドファスナーが通常紡織用繊維を含んでいても、非原産であるスライドファスナーの使用を妨げるものではない。

3 附属書三―Bに定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）から成る場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第五〇類から第六三類までの各類に分類されない非原産材料の価額を

考慮する。